平成２６年（フ）第３７８号
広島市安佐北区落合南２丁目25番８―102号
債務者　下中登志久
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３０号
広島県東広島市八本松東３丁目17番27―１号ロイヤルシェラトンＲ22号
債務者　宮下　幸子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６３７号
広島市中区千田町１丁目７番11―201号　山本ビル
債務者　小林　美保
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７４号
福岡県飯塚市庄司259番地１　大和アパート207号
債務者　原口　　勇
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第３１号
福岡県筑後市大字一条1220番地93プリメール大谷106号
債務者　木崎　令子（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第４０１号
熊本市西区新土河原１丁目７番３号　202
債務者　祖父江幸子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５１号
宮崎県延岡市出北６丁目2320番地　コーポダイヤモンドⅡ―107、前住所宮崎県延岡市大峡町7919番地９
債務者　清水ヤツ子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第６３号
宮崎県延岡市島浦町860番地
債務者　今原富貴子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１５８号
鹿児島県鹿児島市喜入町5960番地
債務者　菊池　奈苗
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２２８号
鹿児島県鹿児島市明和２丁目26番５号
債務者　塚田　敦子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１２号
沖縄県石垣市浜崎町１丁目２番地５　砥板商会共同住宅202号
債務者　吉川紀美代
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２６年（フ）第３３号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富4575番地　レジデンスマツダ103号
債務者　福島　慶彦
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第３４号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富4575番地　レジデンスマツダ105号、住民票上の住所長野県上伊那郡辰野町大字伊那富4575番地　レジデンスマツダ103号
債務者　福島　憲和
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第９３号
広島県呉市阿賀北５丁目５番８号
債務者　大浦　憲一
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第３８８号
熊本県上天草市大矢野町中4567番地23　ロマーノタウン11号
債務者　小幡　幸彦
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３８９号
熊本県上天草市大矢野町中4567番地23　ロマーノタウン11号
債務者　小幡　洋子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４１１号
熊本市中央区坪井４丁目20―36―110、住民票上の住所熊本市東区戸島西６丁目２番50号
債務者　宮村　裕二
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４１５号
熊本市北区鶴羽田３丁目15番29号　菊南アパート103号室
債務者　二子石武信
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係